○厚生労働省令第八十号

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第十三条及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第十六条の規定に基づき、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部改正）

第一条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則（昭和三十八年厚生省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「又は第五十一項」を「、第五十一項、第六十項又は第六十一項」に、「又は第五十五項」を「、第五十五項、第六十四項又は第六十五項」に、「法附則第五十六項」を「法附則第五十六項又は第六十六項」に改め、「様式第一号の九」の下に「、法第三条第六項の特別給付金を受けようとする者であるときは様式第一号の十」を加え、同条第二項第一号中「又は第四十二項」を「、第四十二項又は第五十七項」に改め、同条第三項中「又は第五十一項」を「、第五十一項、第五十九項、第六十項又は第六十一項」に改め、同条第四項中「又は第四十四項」を「、第四十四項又は第五十九項」に改め、同項第三号中「平成十五年四月一日」の下に「、法附則第五十九項の規定に該当する者である場合には平成二十五年四月一日」を加え、同条第五項各号列記以外の部分中「又は第五十一項」を「、第五十一項、第六十項又は第六十一項」に改め、同項第三号中「平成十八年十月一日」の下に「、法附則第六十項又は第六十一項の規定に該当する者にあつては平成二十五年十月一日」を加え、同条第六項中「又は第五十三項」を「、第五十三項、第六十二項又は第六十三項」に改め、同条第七項各号列記以外の部分中「又は第五十三項」を「、第五十三項、第六十二項又は第六十三項」に改め、同項第三号中「平成十八年十月一日」の下に「、法附則第六十二項又は第六十三項の規定に該当する者にあつては平成二十五年十月一日」を加え、同条第八項中「又は第五十五項」を「、第五十五項、第六十四項又は第六十五項」に改め、同条第九項各号列記以外の部分中「又は第五十五項」を「、第五十五項、第六十四項又は第六十五項」に改め、同項第三号中「平成十八年十月一日」の下に「、法附則第六十四項又は第六十五項の規定に該当する者にあつては平成二十五年十月一日」を加え、同条第十項中「法附則第五十六項」の下に「又は第六十六項」を加え、同条第十一項各号列記以外の部分中「法附則第五十六項」の下に「又は第六十六項」を加え、同項第三号中「平成十八年十月一日」を「法附則第五十六項の規定に該当する者である場合には平成十八年十月一日」に改め、同条に次の一項を加える。

12　法第三条第六項の特別給付金を受けようとする者については、第三項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「法第三条第一項」とあるのは「法第三条第五項」と読み替えるものとする。

第五条中「又は様式第一号の九」を「、様式第一号の九又は様式第一号の十」に改める。

様式第一号の九の次に次の一様式を加える。

様式第一号の十（第一条関係）

（表面）

戦没者等の妻に対する特別給付金請求書（５回目継続）　１－27

戦没者もとの身分等	フリガナ 氏名		生年月日 ※ 1 明治 2 大正 3 昭和　年　月　日
			死亡年月日 ※ 1 昭和 2 平成　年　月　日
請求者	フリガナ 氏名		生年月日 ※ 1 明治 2 大正 3 昭和 4 平成　年　月　日
	フリガナ 住所		〒
被相続人	フリガナ 氏名		死亡年月日　平成　年　月　日
代理人等	フリガナ 氏名		区分 ※ 1 代理人 2 親権者等 3 成年後見人等
	フリガナ 住所		〒

国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名

国債受領希望取扱店名

国債の償還金の希望支払場所　フリガナ

戦没者等の妻が受けている給付の種別 ※ 01 公務扶助料 02 特例扶助料 11 遺族年金 12 特例遺族年金 21 遺族給与金 22 特例遺族給与金 31 旧令共済組合殉職年金 32 郵政省共済組合殉職年金 33 日本鉄道共済組合殉職年金 34 日本電信電話共済組合殉職年金

第二十二回特別給付金国庫債券（額面金額200万円）を受けたか受けないかの別 ※ 1 受けた 2 受けない

上記国庫債券を受けた場合

裁定通知書の記号及び番号	第　号	国債の記号　号	請求当時の住所 都道府県 市区町村

上記により、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」の特別給付金を請求します。

平成　年　月　日

電話

氏名　㊞

厚生労働大臣
知事　殿

（裏面の記載上の注意をよく読んで記載してください。）